

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年3月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
------------------------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
---------------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2400201号

厚生局事案番号 : 九州(国)第2400008号

第1 結論

昭和63年7月21日から同年9月3日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年7月21日から同年9月3日まで

夫の実家(A県B町)に転居した後の平成元年2月以降に国民年金保険料の督促が届いたため、夫や親に言えず、お金を工面し、同年2月から5月までの間のどこかで国民年金保険料を支払った。苦勞して支払ったのに記録がないことに納得がいかないため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間における国民年金の被保険者資格取得年月日(昭和63年7月21日)に係る処理年月日は、同年8月29日であることが確認できることから、請求者が退職したことにより厚生年金保険から国民年金への切替え手続が行われ、請求者の主張どおり、夫の実家へ国民年金保険料の納付書が送付されたことはうかがえる。

しかしながら、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする平成元年当時、市区町村は、国民年金被保険者名簿を備え付けることとされていたところ、現在、日本年金機構が保管する請求者の「国民年金被保険者名簿(台帳)」によると、国民年金保険料の納付記録等に関する欄の請求期間は空白とされており、A県C市(平成17年1月にA県B町及び請求者が同町の後に転居したD町と合併)は、国民年金保険料が納付されていた場合は、同欄の該当する期間に納付に関する表示があるが、空白は納付されていないという意味である旨回答及び陳述しているため、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400202 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2400009 号

第 1 結論

平成 3 年 2 月 1 日から平成 5 年 2 月 15 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から平成 5 年 2 月 15 日まで

私は、平成 5 年 3 月に初めて A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同年 4 月頃に届いた請求期間に係る納付書を用いて、夫が同年 6 月頃に請求期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で一括して納付した。

しかしながら、年金記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、調査の上、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の住所地である B 県 A 市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料納付の有無の記録が確認できるか否かについては、資料を有していないため確認できない旨回答しており、日本年金機構が保管する B 県 A 市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

また、請求者の夫は、平成 5 年 6 月頃に請求者の請求期間に係る国民年金保険料を C 銀行 D 支店又は同行 E 支店の窓口で納付したと主張しているところ、C 銀行 D 支店及び同行 E 支店は、いずれも当該時期における国民年金保険料等の窓口納付に関して、納付を確認できる資料等はない旨回答している。

さらに、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされていたところ、日本年金機構は、請求者に対し払出しが確認できる国民年金の記号番号（現在は基礎年金番号（*））以外の記号番号が払い出されていることは確認できない旨回答していることから、請求者の国民年金に係る記録が当該記号番号（*）とは別の記号番号で管理されていたとは考え難い。

加えて、請求者の夫は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付書は、請求者の婚姻前の住所に旧姓で届いた記憶がある旨陳述しているところ、日本年金機構は、請求者が所持する平成 5 年 3 月に初めて A 市役所で国民年金の加入手続を行った際の国民年金・国民健康保険関係届の控によると、請求者は、当該届を現住所、婚姻後の氏名で A 市役所に提出しており、旧住所の記載はないことから、社会保険事務所（当時）から婚姻前の氏名及び住所にて納付書が送付された可能性は低いと考えられる旨回答している。

このほか、請求者及び請求者の夫が、請求期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。